三　調　発　第６９号
平成３０年８月２３日

会　員　各位

三重県土地家屋調査士会
会　長　池　畑　信　也

津地方法務局における登記相談についてのお知らせとお願い
（再周知）

平素は、当会の運営活動にご理解ご協力いただきありがとうございます。

さて、津地方法務局における登記相談につきましては、平成２６年１月３０日付三調発第１９３号にて、「登記関係照会票」の利用についてお願いをさせていただいているところですが、今般、法調会を行ったところ、窓口への直接の相談案件や登記完了予定日前の電話による問合せが多く、そのために登記処理が遅くなってしまう事もあるとの報告がありました。

そこで、登記事務の迅速化のためにも原則「登記関係照会票」を利用していただきますよう再度周知いたします。あわせて、登記完了予定日前の問合せを控えていただくことと、オンラインでの申請にご理解ご協力いただきますようお願いします。

また、「登記関係照会票」につきましては、会員専用ページにもワード形式で掲載しておりますので、ご活用ください。

なお、法務局の管轄等一覧表につきまして、各登記所のＦＡＸ番号は、一般に公開をしていませんので、ご配慮ください。

別紙様式

登 記 関 係 照 会 票

（□権 利　　□表 示　　□商業法人）

照 会 年 月 日	平成　　年　　月　　日（　）
照　会　者	司法書士・土地家屋調査士・官公署・その他（　　） TEL　　－　　－ FAX　　－　　－
不動産の表示	土地・建物
会社・法人の種別	株式会社・合同会社・合資会社・合名会社・法人（　　）
登 記 の 目 的	所有権・（根）抵当権・その他
登 記 の 事 由	

【照会内容】（詳細に記載願います。）

【照会者意見】

【参考資料】通達・先例・質疑応答（登記研究・登記ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ・登記情報・その他）

【その他】（参考事項，回答希望日等）

津地方法務局一覧表

庁　名	所　在　地	電話番号	FAX番号
本局	〒514-8503　津市丸之内26-8		
不動産登記部門		059-228-4372	059-228-1346
法人登記部門		059-228-4559	059-228-1346
鈴鹿出張所	〒513-8510 鈴鹿市神戸一丁目24-3	059-382-1171	059-382-1174
四日市支局	〒510-0068 四日市市三栄町4-21	059-353-4365	059-353-4367
伊勢支局	〒516-8503 伊勢市岡本一丁目1-13	0596-28-6158	0596-28-6159
松阪支局	〒515-8510 松阪市高町493-6	0598-53-1501	0598-53-1502
桑名支局	〒511-0912 桑名市星見ケ丘一丁目101-2	0594-32-5361	0594-32-5362
伊賀支局	〒518-0007 伊賀市服部町三丁目117-1	0595-21-0804	0595-21-1891
熊野支局	〒519-4324 熊野市井戸町673-7	0597-85-2310	0597-85-2377
尾鷲出張所	〒519-3614 尾鷲市南陽町6-34	0597-22-0598	0597-22-0598

機密性情報２

不登第１４号
平成２６年１月２９日

三重県土地家屋調査士会長　神　戸　照　男　殿

津地方法務局首席登記官（不動産登記担当）　所　　満

津地方法務局における登記相談事務の取扱いについて（依頼）

平素は，法務行政に関し格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて，当局の各登記所においては，不動産登記及び商業・法人登記の申請手続に関する相談に対応しているところですが，法務局にお越しいただいたお客様の順に対応しており，時間帯によっては，登記相談のお客様が集中してお待ちいただく時間が長くなるため，御不便をお掛けしている状況が少なからず生じております。

そこで，このような状況を改善し，お客様の利便性を向上させるため，平成２６年１月６日（月）から，当局全登記所において，一般の方から登記相談をお受けする場合には，事前に電話等による予約制を導入いたしましたので，お知らせします。

なお，貴会員からの照会については，下記のとおり取り扱うこととしましたので，貴会員の皆様にこの旨を周知していただきますようお願い申し上げます。

記

１　登記関係照会票の提出等

(1)　登記関係照会票（別紙様式）の提出による方法での照会をお受けします（原則として電話による照会はお受けできません。）。なお，登記関係照会票には，必ず照会者意見の記載をお願います。

(2)　あらかじめ相談日時を予約する方法で登記所において，照会をお受けします。

２　登記関係照会票の受付等

提出方法については，郵送・ＦＡＸ等でも差し支えありません。

なお，提出に際して口頭説明を行う必要がある場合等には，事前に電話等により相談日時の予約をお願いします。

３　回答

各登記所の相談担当者等から，原則としておおむね３日以内に回答します。